

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室

( 4 ) 入札書の提出方法

3 の ( 3 ) の記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときには、3 の ( 1 ) 記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送 ( 書留郵便に限る。 ) すること。

4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県健康福祉部障害保健福祉課支援費制度班 ( 熊本県庁行政棟新館 2 階 )

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 7152

5 その他

( 1 ) 入札、契約手続等について使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

( 2 ) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の ( 3 ) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 ( 公団を含む。 ) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき ( その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。 ) 。

( 3 ) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国 ( 公団を含む。 ) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき ( その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。 ) 。

( 4 ) 入札の無効

本公告に示した競争入札資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

( 5 ) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

( 6 ) 契約書作成の要否

要

( 7 ) 最低制限価格

設定しない。

( 8 ) その他の詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 5 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 38 号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則 ( 昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ウを次のように改める。

ウ 公庫等職員 ( 国家公務員退職手当法 ( 昭和 28 年法律第 182 号 ) 第 7 条の 2 に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。 ) ( 人事委員会の定める者に限る。 )

第 6 条第 1 項第 2 号ウを次のように改める。

ウ 公庫等職員 ( 人事委員会の定める者に限る。 )

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会規則第 7 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 1 4 年 5 月 2 4 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項中「特例更新」の次に「、法第 1 0 1 条の 2 の 2 に規定する免許証の更新の申請の特例」を加え、同条第 2 項中「又は法第 1 0 8 条の 2 第 2 項の講習を受講したもの」を「、法第 1 0 8 条の 2 第 2 項の講習を受講したもの又は法第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 1 項の課程（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 1 号及び第 1 2 号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第 1 0 8 条の 3 2 第 1 項第 3 号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を修了したもの」に改め、同条の次に次の 2 項を加える。

4 法第 1 0 4 条の 4 第 5 項の書面の様式は、別記様式第 1 9 号の 2 のとおりとする。

5 法第 1 0 4 条の 4 第 5 項の規定により申請する申請書の様式は、別記様式第 1 9 号の 3 のとおりとする。

第 2 6 条の 2 中「又は第 3 号」を「、第 3 号又は第 5 号」に改める。

第 2 8 条中「法第 8 9 条に規定する運転免許試験」を「法第 8 9 条第 1 項に規定する運転免許試験、法第 8 9 条第 2 項に規定する検査」に改める。

第 4 1 条第 3 項中「第 8 号」を「第 8 号の 2」に改める。

第 4 2 条第 1 項第 4 号中「別記様式第 3 8 号の 2」を「別記様式第 3 9 号」に、同項第 5 号中「別記様式第 3 8 号の 3」を「別記様式第 4 0 号」に改め、同項第 6 号中「別記様式第 3 8 号の 4」を「別記様式第 4 1 号」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 第 7 号に掲げる講習で、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るもの 別記様式第 4 2 号

第 4 2 条第 1 項第 1 3 号中「別記様式第 4 3 号」を「別記様式第 5 1 号」に改め、同号を同項第 1 6 号とし、同項第 1 2 号中「別記様式第 4 2 号」を「別記様式第 5 0 号」に改め、同号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 1 号中「別記様式第 4 1 号」を「別記様式第 4 9 号」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 0 号中「別記様式第 4 0 号」を「別記様式第 4 8 号」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 9 号中「別記様式第 3 9 号」を「別記様式第 4 7 号」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(10) 第 8 号の 2 に掲げる講習で、大型第二種免許に係るもの 別記様式第 4 6 号の申込書

(11) 第 8 号の 2 に掲げる講習で、普通第二種免許に係るもの 別記様式第 4 7 号の申込書